

基金

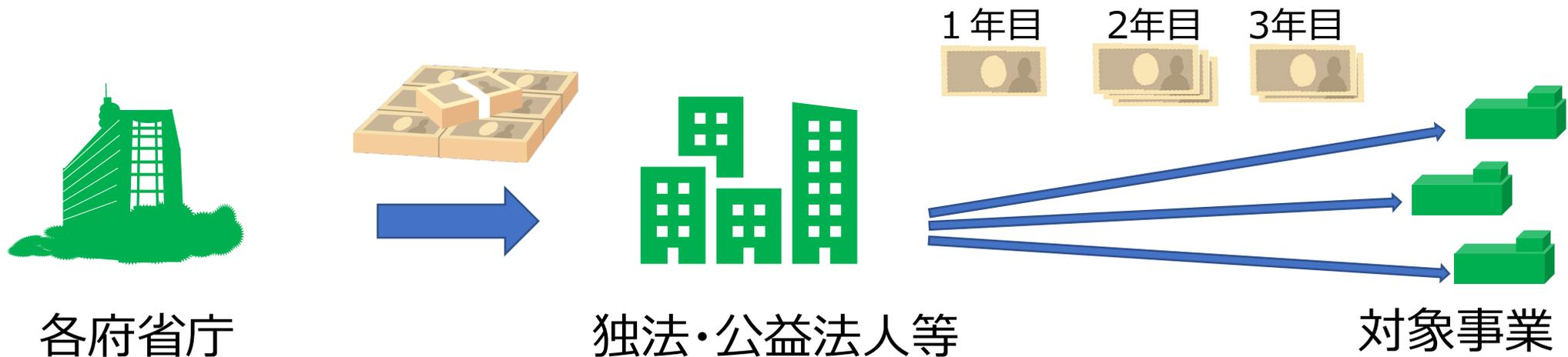
- ・ リスキングを通じたキャリアアップ支援事業基金（経済産業省）

令和6年11月15日（金）

事務局説明資料

基金とは？

- 独立行政法人・公益法人等が、国から交付された資金を原資として、複数年度にわたり支出することを目的として保有する金銭
- 複数年度にわたり機動的な財政支出ができる利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘
- 適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要



リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金の概要

- 【事業概要】 在職者に対してキャリア相談からリスクリング、転職までを一体的に支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事業者等に対して支援
- 【基金設置法人】 (一社) 環境パートナーシップ会議
- 【基金造成年度】 2022年度
- 【終了予定時期】 2028年度末
- 【基金残高】 849億円 (2023年度末)

【成果指標】

アクティビティ

個人が民間の専門家に相談し、リスクリングから転職までを一体的に支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事業者等に対して補助

アウトプット

(活動指標) リスクリングのための講座の受講開始人数
(活動実績) 2023年度：13,423人

短期アウトカム

(成果指標) 目指すべきキャリアを明確に認識できるようになった者の比率
(本事業を通じてリスクリングのための講座を受講した者のうち目指すべきキャリアを明確に認識できるようになった者の人数 / 本事業を通じてリスクリングのための講座を受講した者の人数)
(成果目標) 2024年度：35%

長期アウトカム

(成果指標) 賃金が上昇していた者の比率
(本事業を通じた転職者のうち1年後に賃金が上昇していた人数 / 本事業を通じた転職者の人数)
(成果目標) 2028年度：50%

リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金の概要

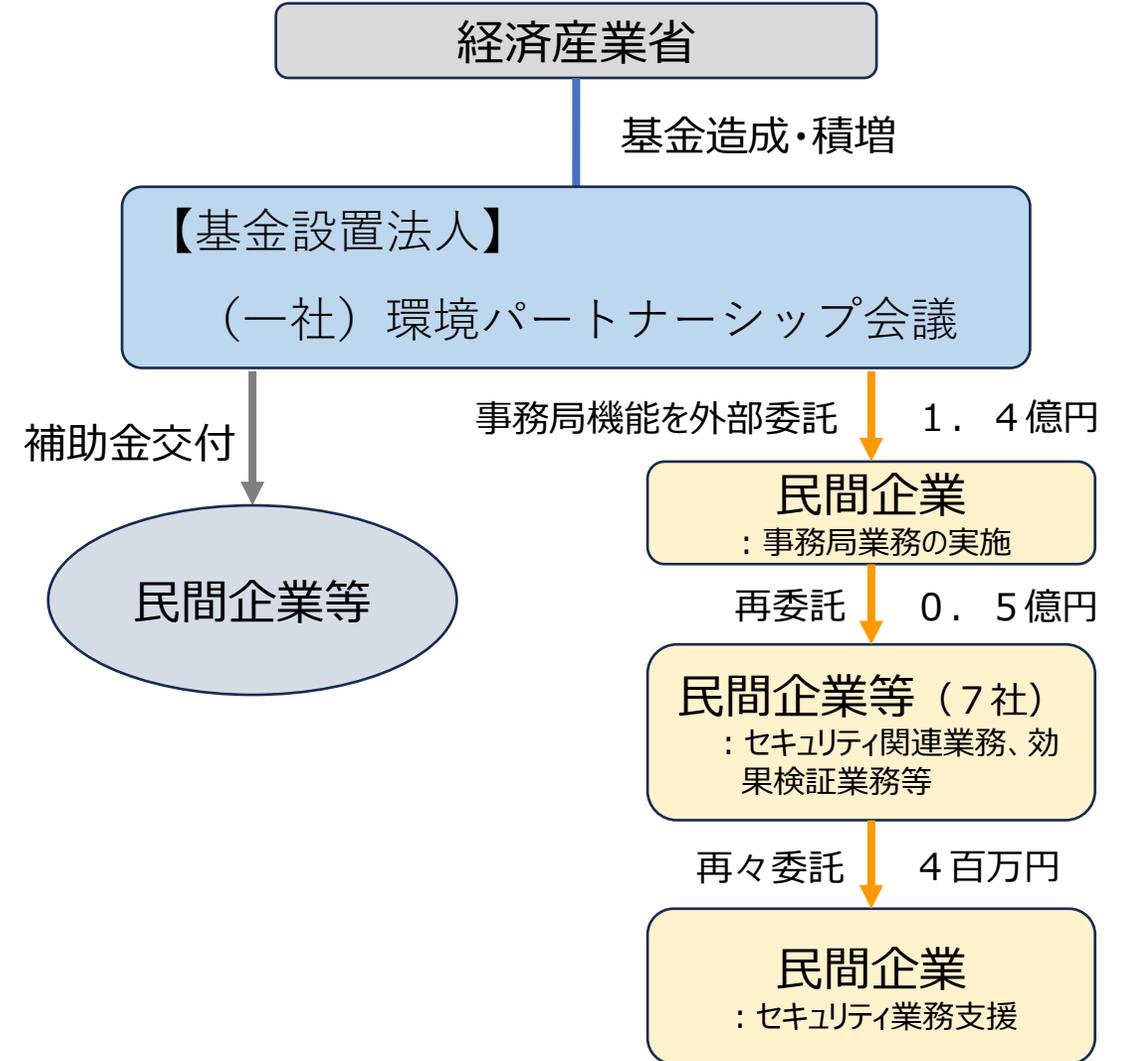
【収入・支出・基金残高の推移】

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
収 入			
国からの 資金交付	75,290	9,719	—
運用収入	—	27	24
支 出			
事業費	—	—	3,161
管理費	—	149	1,532
管理費率	—	100%	32.6%
年度末基金残高	75,290	84,887	80,218

(令和6年度基金シート)

【資金・業務の流れ】



(参考)

基金の点検・見直しの横断的な方針について

(令和5年12月20日 行政改革推進会議決定)

第2回デジタル行財政改革会議(令和5年11月22日)における総理指示を踏まえ、基金の点検・見直しの横断的な方針を以下のとおり定める。

- 1 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。
- 2 予算決定と同時に、短期(3年程度)のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表する。
- 3 基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。(毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。)
- 4 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
- 5 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。(同基準や「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定)を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。)
- 6 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格に見直しを行う。

経済産業省における執行体制の在り方等に関する新しいルール

(令和6年4月22日行政改革推進会議「基金全体の点検・見直し結果について」)

【新しいルールの策定】

- 基金設置法人と委託先の執行体制の在り方、役割分担に関して、従前より更なる規律強化として、以下のルールを設定する。
 1. 委託先の公募選定プロセスに着手する前の段階で、事業規模や補助事業の内容により、「民間事業者に委託する必要があるか」、「委託に必要な期間が妥当な範囲か」などについて、確認することを必須化。
 2. 基金設置法人、委託先でそれぞれ行う業務範囲は横申しであらかじめ規定。
 - ① 補助金交付の基準(交付規程)は、案を国及び基金設置法人が協議の上策定し、国が承認を行う。
 - ② 個々の補助金審査は、委託先は書類の形式的なチェック等のみを行い、審査・採択を行う第三者委員会は国・基金設置法人が連名で立ち上げその運営に責任を負う。(委託先は委員会を開催するに当たっての事務補助のみを担う)
 - ③ 交付決定など、交付規程に基づく手続についても、委託先は形式的な確認のみを担い、手続の主体は基金設置法人とし、国が指導監督を行う。

【役割分担】

	従来(典型例)	今後
①補助金交付の基準(交付規程)の策定、承認	策定:委託先 承認:国・基金設置法人	策定:国、基金設置法人 承認:国
②個々の補助金審査(審査・採択)	第三者委員会主催:委託先 ※形式審査:委託先	第三者委員会主催:国・基金設置法人 ※形式チェックや補助事務処理:委託先
③個々の補助金審査(交付決定等交付規程に基づく手続)	交付決定等:委託先等 ※形式審査や支払:委託先	交付決定等:基金設置法人 ※形式チェックや支払事務処理:委託先

(注)「従来」欄の記載は、典型例であり全ての事業がこの形態ということではない。また、委託先が実施するとしている業務も、国・基金設置法人への協議等の仕組みは存在する。

主な論点

- **事業目的に照らし、効果を有効に測定できる目標を設定すべきではないか**
 - ▶ 構造的な賃上げの実現に向けて、企業間・産業間の労働移動の円滑化及びデジタル分野等のリスキングに向けた投資を進め、持続的な成長と分配の好循環の達成を目指すという事業目的に対し、「目指すべきキャリアを明確に認識できるようになった者の比率を令和6年度までに35%」（短期アウトカム）、「1年後に賃金が上昇していた者の比率を令和10年度までに50%」（長期アウトカム）といった目標は適切か。
 - ▶ 成果目標の達成状況を把握するためのフォローアップ体制が適切に構築されているか。
- **「基金の点検・見直しの横断的な方針」にのっとり適切かつ効率的な管理体制の構築が必要ではないか**
 - ▶ 基金設置法人は、どのような基準で選定しているのか。その上で、選定に当たり期待された役割を適切かつ効率的に果たせているか。
 - ▶ 基金設置法人から委託により、民間企業に基金に関する根幹的な業務を行わせていないか。この点、経済産業省が本年4月に策定した基金設置法人と委託先の執行体制の在り方等に関するルールにおいて、個々の補助金の審査等は国と基金設置法人が共同で行う（委託先は形式チェックや事務補助のみ担う）こととされているところ、本事業においてもルールに沿った国・基金設置法人による管理体制が構築されているのか。
 - ▶ 基金に関する業務が基金設置法人から（グループ企業を含め）重層的に民間企業に委託されていることが、国や基金設置法人によるガバナンスを弱め、高い管理費率（令和6年度見込み:約33%）の要因となっているのではないか。